

令和7年度区画漁業権途中免許に係る海区漁場計画（変更）作成基準の運用

令和7年2月4日制定

1 区画漁業権

(1) 栽培漁業に係る取扱い

栽培漁業に係る種苗の中間育成及びこれにかかる餌料確保のための養殖は、次により取り扱う。

ア あわび等の長期にわたり水面を占有するものは、漁業権の対象として取り扱う。

イ さけ等の短期間（概ね3ヶ月）に仮設的に行うものは、漁業権の対象としない。

ウ 餌料用の海藻を生産する場合であっても、区画漁業権の内容たる方法で生産する場合は、漁業権の対象として取り扱う。

(2) 漁業の種類

ア 基準第4のⅡの1の(1)のイに定める「確実な操業」とは過去の実績、漁場環境及び養殖技術などを勘案して判断する。

イ 行使実績のない漁業の種類を存続する場合又は新規に漁業の種類を追加する場合は、具体的な事業計画があり、実現が見込まれる場合に限り計画する。なお、使用する養殖施設の形態や管理の方法が大きく異なるなど、活用漁業権とおおむね等しい類似漁業権として設定できない場合は、新規の漁業権として設定する。

(3) 漁場の区域

区域を拡大する場合は、原則として過去の行使において空き施設がなく、新規着業、協業化、省力化、一人当たりの行使規模の拡大が配慮されているものとする。

(4) 新規着業及び規模拡大等の促進

団体漁業権について、意欲ある組合員が円滑に新規着業又は規模拡大できるように、また、人手不足等により生産力が十分に発揮されていない漁場を地域の枠を超えて有効活用できるように、組合員行使権を有する者の資格の住所要件を緩和するなど、漁業権行使規則の内容変更に対応する。

(5) 新しい養殖対象種の導入

関係者との調整に時間が掛かる等の理由により、一斉切替えに間に合わない場合には、一斉切替え後に途中免許の手続きを行うことも視野に入れて、慎重に調整する。

(6) その他

ア 港湾整備計画のある漁場については、必要性が認められる場合に計画する。

イ 基準第4のⅡの1の(7)及び(8)に定める「措置」については、漁業権行使規則で定めるものとする。

ウ 疾病発症が危惧される養殖種については、その入手に関して確実な意思決定を要することを漁業権行使規則で定めるものとする。